栃木県議会議員 渡辺のりよし 県政レポート vol.06

発行：2026 年 7 月

渡辺のりよし事務所
〒321-0163
宇都宮市宮本町 19-16　瓦井ビル 1 階
028-680-6206　028-680-6207
n.watanabe.tochigi@gmail.com

2026 年度前半活動報告

令和８年度が始まり、４分の１が過ぎました。今年度の常任委員会は経済産業委員会、特別委員会では予算特別委員会に配属されました。中東情勢に端を発するナフサ不足等が県内企業にどのような影響を及ぼすのか、どのような支援が必要なのか注視していきます。

さて、６月２２日に令和８年度第４１４回通常会議が閉会しました。会期中の６月４日には一般質問に登壇しました。今任期中最後の一般質問になる見込みであり、この３年間の問題意識や時事情勢を踏まえ、このタイミングで問うべきことを執行部に質問しました。



日々の活動

地元の宮本町交番の開所式

地域の安全安心の拠点として新たにスタートした宮本町交番の門出を、地域の皆さまとともにお祝いしました。



栃木ワインフェア！

県産ワインの海外輸出も応援しています。
栃木のおいしいワインを世界へ。地域の魅力を広げる取組を続けます。

一般質問項目一覧

質問の詳細は県議会 HP でご覧いただけます

1. 県内における持続的な賃上げの促進について ▶下段へ
2. PFI 事業の効果検証について ▶P2 へ
3. ギャンブル等依存症の対策について
4. 70 歳以上を含む高齢求職者の就労支援について ▶P3 へ
5. 災害時における通信確保策について
6. 災害時におけるペットの同行避難の体制整備について
7. 県立高校入学者選抜制度の見直しと受験上の配慮について ▶P4 へ


渡辺のりよし

Q. 県内における持続的な賃上げの促進について　本会議での答弁

賃上げに取り組む企業への支援を一過性のものとすることなく、企業が持続的に賃上げできる経営環境の整備へとつなげていくことが重要と考えますが、県内企業における持続的な賃上げを今後どのように促進していくのか伺います。


福田富一知事

A. 5%以上の賃上げ等に取り組む企業への１社当たり最大 110 万円の支援金の支給や望ましい取引慣行の遵守を宣言するパートナーシップ構築宣言の普及促進に取り組むほか、事業者に身近な商工団体と連携し、賃上げに関する意識付け等に向けた中小企業診断士による伴走支援などを実施し、企業の賃上げ環境の整備をきめ細かく支援していきます。

地域のお困りごとや県政への要望について、皆様の声をお聞かせください。

PFI 事業の効果検証について



栃木県内の PFI

PFI は、公共施設の整備や運営に民間企業の資金、技術、経営ノウハウを活用する仕組みです。設計、建設、維持管理、運営などを一体的に民間事業者へ任せることで、事業費の縮減やサービス向上を目指します。栃木県では、総合スポーツゾーン東エリアやみかも自然の家で導入されています。また、今年開業した宇都宮市のアークタウン宇都宮では、公園内に民間事業者が店舗などを設置・運営し、その収益を公園の整備や管理に生かす「Park-PFI」が活用されています。

PFI には、民間ならではの柔軟な発想や効率的な運営を取り入れられる利点があります。一方、多くの事業は契約期間が 10 年、20 年と長期に及ぶため、導入時の判断だけでは十分ではありません。事業開始後も、費用が想定どおりに抑えられているか、サービスが向上しているか、事業者への支払いが適正かを継続的に確認する必要があります。

令和 7 年度の栃木県包括外部監査では、総合スポーツゾーン東エリアについて、事業を担う SPC から運営や維持管理を行う構成企業へ、どの業務にいくら支払われているのかを県が十分に把握できていない点が指摘されました。みかも自然の家では、民間提案によってデザイン性や機能性に優れた施設が整備された一方、設計・建設費や総事業費が増加しました。公共施設として必要な水準だったのか、追加した設備や機能に見合う効果が得られているのかを検証する必要があります。



みかも自然の家内観

検証の重要性

また、PFI では、行政が直接整備した場合と比べて、どれだけ財政負担を抑え、より良いサービスを提供できたかを示す「VFM」が重視されます。しかし、近年は建設資材や人件費、金利が上昇しており、事業開始時に見込んだ効果が維持されているとは限りません。社会経済情勢の変化も踏まえ、VFM の達成状況を定期的に確認することが必要です。

PFI は、導入すれば自動的に費用が安くなり、サービスが良くなる仕組みではありません。民間の創意工夫を生かしながら、収支の透明性やコスト増の妥当性、県民への効果を検証し続けることが重要です。今後、栃木県では、図書館、美術館、文書館などを一体的に整備する「文化と知」の創造拠点でも PFI の活用が予定されています。大型事業だからこそ、これまでの課題を教訓とし、県が責任を持って費用と効果を継続的に点検していくことが求められます。

PICKUP ！ 公民連携の先進事例



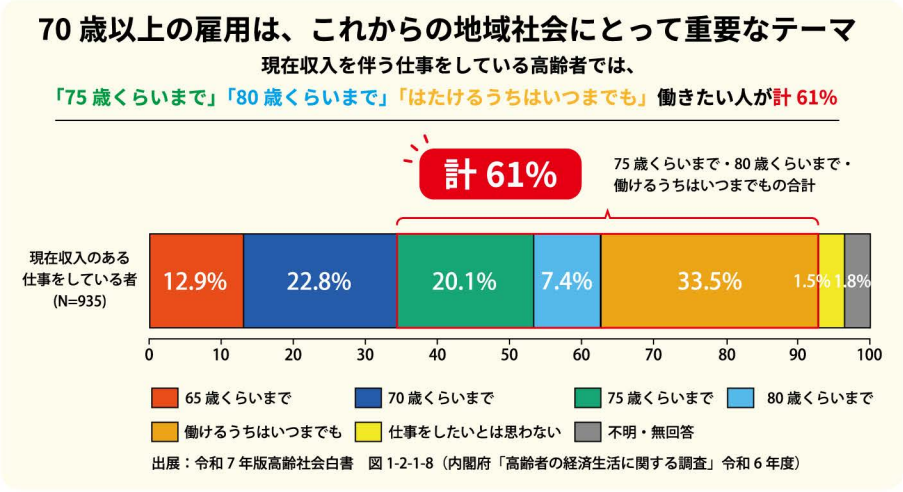
紫波町役場庁舎

公民連携の先進事例であるオガールプロジェクトの視察に岩手県の紫波町を訪れました。オガールプロジェクトは、紫波中央駅前の町有地に、役場、図書館、住宅、宿泊施設、医療施設、保育園などを一体的に整備した事例です。行政だけでなく、民間の力や地域資源を活用し、暮らしに必要な機能を集約している点が特徴です。扶助費の増加や公共施設の老朽化が進む中、PPP・PFI は単なるコスト削減ではなく、地域経済の循環や公共サービスの維持・向上につなげるのが重要です。

70歳以上の高齢者求職者の就労支援について



働く意欲を持つ高齢者の増加



70 歳以上の雇用は、これからの地域社会にとって重要なテーマです。令和 7 年版高齢社会白書では、現在収入を伴う仕事をしている高齢者のうち、75 歳くらいまで、80 歳くらいまで、あるいは働けるうちはいつまでも働きたいと考える方が、合わせて 61%に上っています。



働く意欲があっても働くのが難しい現状

栃木県内でも、70 歳以上で働く方は増えています。栃木労働局によると、従業員 31 人以上の企業における 70 歳以上の労働者は、平成 25 年の 1,515 人から令和 7 年には 10,711 人と約 7 倍に増加しています。健康寿命が延びる中で、70 歳を超えても働きたい方は確実に増えています。

一方で、70 歳を超えて新たな職場を探す場合、年齢を理由に応募を断られるなど、働く意欲があっても就労につながりにくい現実があります。また、令和 8 年 3 月の県内ハローワークの新規求職者 6,548 人のうち、65 歳以上は 1,360 人で全体の 20.8%を占めていますが、県が運営する「とちぎジョブモール」の令和 7 年度相談者 595 人のうち、65 歳以上は 12 人、70 歳以上は 4 人にとどまっており、県の就労支援窓口に高齢求職者が十分につながっていない可能性もあります。



埼玉県の先進的な取組

70 歳以上の雇用は、人手不足への対応だけでなく、年金だけでは不安を感じる方の収入確保、健康維持、孤立防止、地域社会の担い手確保にもつながります。

ただし、70 歳以上の就労では、健康状態や体力、希望する働き方に個人差があります。そのため、短時間勤務、軽作業、地域に身近な仕事など、無理なく働ける多様な選択肢を増やすことが大切です。ハローワーク、シルバー人材センター、市町、企業などが連携し、本人の希望や体力に応じた仕事につなげる仕組みづくりが求められます。

埼玉県では「働くシニア応援プロジェクト」として、シニア活躍推進宣言企業の認定、70 歳以上まで働ける企業の「プラス」認定、70 歳雇用制度導入に向けたアドバイザー派遣など、県として企業側への働きかけも含んだ取り組みを行っております。栃木県としても企業側に対して、高齢者が働きやすい職場づくりや業務の切り出しについて働きかけていく点でも学ぶべきものがあります。70 歳以上の雇用を、単なる人手不足対策として捉えるのではなく、働くことを希望する人が、年齢にかかわらず、その経験や能力を生かしながら地域社会で活躍できる環境づくりとして進めていくことが重要です。

県立高校入学者選抜制度の見直しと受験上の配慮について

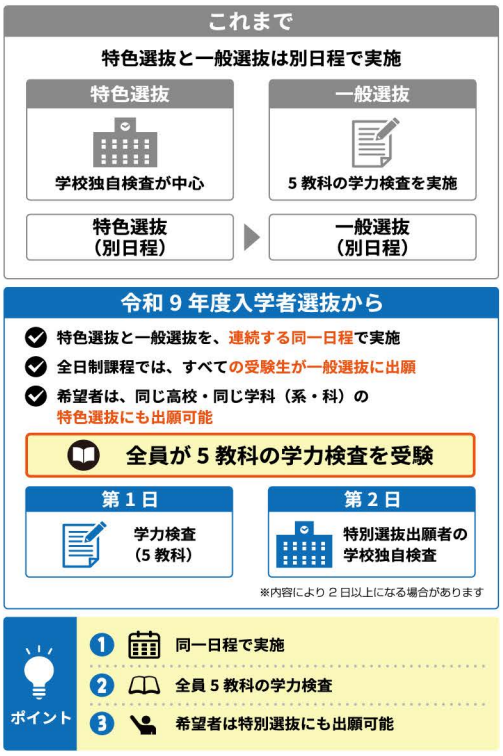
令和９年度の県立高校入学者選抜の変更点

栃木県では、令和 ９ 年度の県立高校入学者選抜から、右の図のように制度が変わります。

この見直しは、選抜日程の長期化による受験生や中学校現場の負担を軽減し、学習内容の定着をより客観的に確認することを目的としたものです。

一方で、これまで特色選抜は、学力検査だけでは測りきれない意欲や適性、各高校の特色に合った力を評価する役割も担ってきました。そのため、制度変更にあたっては、特色選抜で何を評価するのか、一般選抜との違いは何かを、受験生や保護者、中学校に分かりやすく説明する必要があります。





※全日制課程の概要

配慮が必要な生徒への対応

特に配慮が必要なのは、障害のある生徒や、読み書きに困難のある生徒などへの対応です。これまで学力検査を伴わない特色選抜が、そうした生徒にとって進路選択の一つの可能性となってきた面もあります。令和 ９ 年度以降は、特色選抜を希望する場合でも ５ 教科の学力検査を受けることになるため、受験上の配慮をどう整えるかが、重要になります。

たとえば、学習障害などにより文字情報の読み取りに困難がある生徒に対しては、別室受験や読み上げなどの配慮が考えられます。栃木県ではこれまでも、別室で教員が問題文を読み上げる対応などが行われてきました。一方で、パソコンなど ICT 機器を活用した音声読み上げについては、試験問題の情報管理や公平性の確保といった課題があり、慎重な検討が必要とされています。しかし、文部科学省の調査では、宮城県、岐阜県、岡山県で、別室における ICT を活用した読み上げの事例が報告されています。栃木県においても、他県の運用方法を研究し、セキュリティや公平性を確保しながら、実施可能な配慮のあり方を検討していくことが求められます。

インクルーシブ教育の実現に向けて

高校入試は、生徒が希望する学びの場へ進むための大切な入口です。入学者選抜の段階で必要な配慮を受けられなければ、その後の進路選択の機会そのものが制限されかねません。令和 ９ 年度の制度変更を、単なる選抜方法の見直しにとどめるのではなく、障害のある生徒や学習上の困難を抱える生徒が、自分の力を発揮し、希望する進路に挑戦できる入試制度にしていくことは、県教育委員会が目標とするインクルーシブ教育にとっても重要です。



栃木県議会 民主市民クラブ　〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20 栃木県議会議事堂内